

24時間365日の一体的なケアを行い、医療ニーズの高い方が慣れ親しんだ地域と家で身近な人に囲まれて暮らし続けることを、看護職と介護職の連携でサポートします。

♪ サービスのイメージ

「通い」「訪問介護」「訪問看護」「泊まり」「ケアプラン」5つのサービスがご利用できます。事業所に配置されたケアマネジャーがサービスの管理をします。

利用者や家族の状態に合わせて柔軟にサービスを組み合わせ提供することができ、状態の変化による急な「泊まり」の受け入れや「訪問」などが可能です。

【 サービスで対応できる医療処置の例 】

- ♪ 医療機器を利用している方.....胃ろうなどの管理、カテーテル類管理
- ♪ 生活リハビリ.....飲み込みの訓練、歩行の訓練、車いすへの移乗、排泄訓練等
- ♪ 褥瘡（床ずれ）などがある方...創傷の処置、悪化防止
- ♪ 認知症の方.....生活のリズムの調整、認知症への看護や介護相談
- ♪ 終末期の方（がん、老衰など）...苦痛の緩和、精神的な支援、看取り
- ♪ ご家族や介護者の方.....医療機器の取扱いや介護の相談・指導、精神的な支援

♪ 看護小規模多機能型サービスの良いところ

- ・家に近い環境で、顔なじみの職員から「通い」「訪問」「泊まり」のサービスを一体的に受けられるため安心感がある。
- ・複数のサービスをバラバラに利用するよりも、体調面・生活面・精神面をトータルに把握でき、病状の悪化防止になる。
- ・利用料が月定額なので、介護費用がふくらみすぎない
- ・毎回ケアプランを作りなおさなくても、その時々に応じて臨機応変に利用できる。
- ・契約する事業者が一つなので、連絡などの手間が少ない。

♪ ご利用いただける方

三鷹市にお住まいで、要介護認定を受けている方は、ご登録いただくことができます。

（他市の方は、ご相談ください）

登録定員は29名、通いサービスをご利用いただけるのは1日15名、宿泊できるのは1日5名となります。

♪ 営業日と時間

営業日:365日

時間 :通いサービス(基本時間)10:00~15:30

:訪問の時間帯は「個別サービス計画」にもとづきます。(上記以外はオンコール対応)

:宿泊サービス(基本時間)15:30~10:00

※ご利用者さんの心身の状況、希望、環境等をふまえて柔軟に対応します

よくある質問Q & A

Q 看護小規模多機能型居宅介護はどんな方が対象？

A 自宅で継続して生活するために必要な支援をする介護サービスです。介護が必要となる時間が不規則で、サービスでの生活が困難な方、家庭での医療処置の不安を相談したい方は、医療ニーズが高く他の事業所でサービスを受けられない方、など対象はさまざまです。

Q 利用回数や宿泊回数に制限はありますか？

A いいえ、特に制限はありません。ご希望を伺いながら、担当のケアマネージャーがサービスを組み立てます。希望者が定員を超えた場合は調整のご相談をさせていただきます。ただし、緊急な場合は可能な限り柔軟に対応いたします。

Q 看護小規模多機能型居宅介護サービスに移行した場合、他の事業所のサービスは利用できなくなりますか？

A 一部の介護サービスが使えなくなります。介護保険を利用して福祉用具貸与・販売、住宅改修、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導は併用してご利用いただけます。

Q 他の「訪問介護・看護」との違いは？

A 通常の訪問介護・看護は、時間単位で決められた枠の中でしかサービスを受けられませんが、看護小規模多機能型居宅介護ではその人に必要なときに必要なぶんだけ利用できます。また、介護と看護の連携で、状態変化にいち早く対応できます。

Q 現在、担当ケアマネージャーさんがいますが、サービス導入後も担当は変わりませんか？

A いいえ、事業所内のケアマネージャーと交代していただくことになります。これは看護小規模多機能型居宅介護の特性で、複数のサービスを1つの事業所で行っているため、素早くご利用者の状態を把握し、必要に応じてプランの変更を行っていくためです。

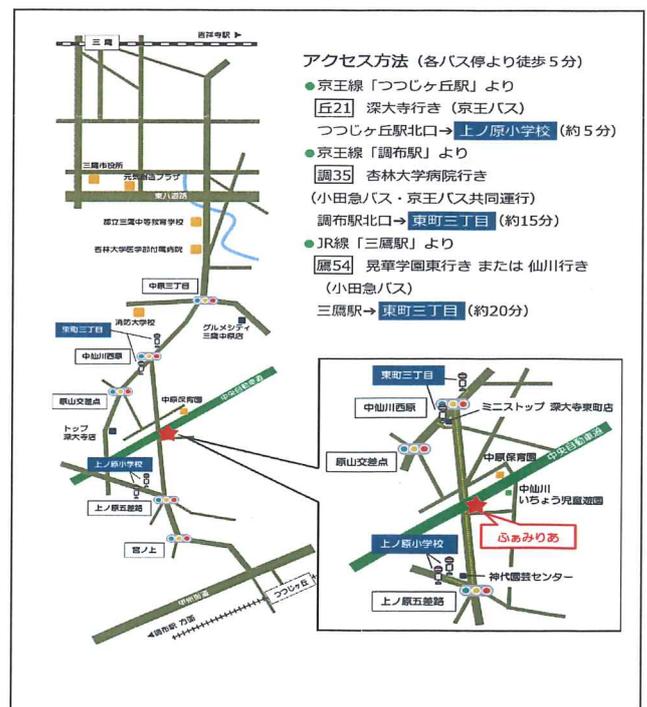
Q 今より重度になった場合は、他施設へ移行しなければいけませんか？

A 基本的には、最期を迎える「看取り」まで、ご利用頂きたいと考えております。しかし、事業所内の設備の関係や医師が常駐していないこともあり、複雑な機器が必要な医療処置があったり、医療の依存度が著しく高い方はご利用いただけない場合があります。



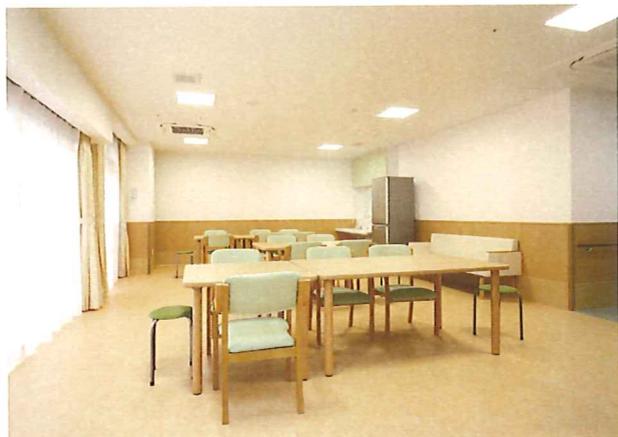
社会福祉法人 **みたか福祉会**
ナースケアセンターふぁみりあ
 (看護小規模多機能型居宅介護)

〒181-0005
 三鷹市中原 4-34-22
 TEL0422-24-6073
 FAX0422-24-6074



フロア設備案内

<ダイニング・食堂>



<浴室>



<トイレ>



<宿泊室>



【1】介護保険の料金

基本料金（月額固定）					
要介護度		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	[1月につき]	134,801円	13,481円	26,961円	40,441円
要介護2	[1月につき]	188,604円	18,861円	37,721円	56,582円
要介護3	[1月につき]	265,129円	26,513円	53,026円	79,539円
要介護4	[1月につき]	300,705円	30,071円	60,141円	90,212円
要介護5	[1月につき]	340,148円	34,015円	68,030円	102,045円
加算料金					
加算の種類		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	[1日につき]	324円	33円	65円	98円
認知症加算（Ⅲ）	[1月につき]	8,230円	823円	1,646円	2,469円
認知症加算（Ⅳ）	[1月につき]	4,981円	499円	997円	1,495円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	[1日につき]	2,166円	217円	434円	650円
若年認知症利用者受入加算	[1月につき]	8,664円	867円	1,733円	2,600円
退院時共同指導加算	[1回につき]	6,498円	650円	1,300円	1,950円
緊急時対応加算	[1月につき]	8,382円	839円	1,677円	2,515円
特別管理加算（Ⅰ）	[1月につき]	5,415円	542円	1,083円	1,625円
特別管理加算（Ⅱ）	[1月につき]	2,707円	271円	542円	813円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	[1月につき]	1,624円	163円	325円	488円
ターミナルケア加算	[死亡月につき]	27,075円	2,708円	5,415円	8,123円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	[1月につき]	12,996円	1,300円	2,600円	3,899円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	[1月につき]	6,931円	694円	1,387円	2,080円
介護職員等処遇改善加算	[1月につき]	「14.9%」が当該加算以外の合計金額に加算されます。			

※この金額は介護保険の法定利用料にもとづく金額です。法定利用料は法律の改定等により変更されることがあります。

※上記負担額として計算した場合の料金と実際の請求額は、端数処理の関係上、若干の差異が生じることがあります。

【2】介護保険外の料金

固定費	実費（例）
宿泊費……4,000円（1回につき）	オムツ代 教養娯楽費 [工作材料等] 理美容代 その他の日用品費 [歯ブラシ・シャンプー・タオル等]
食材費……朝食：350円、昼食：650円、おやつ：100円 夕食：650円（1回につき）	
光熱水費……600円（1回につき）	

【3】介護保険の料金

短期利用（1日あたり）					
要介護度		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	[1日につき]	6,183円	619円	1,237円	1,855円
要介護2	[1日につき]	6,909円	691円	1,382円	2,073円
要介護3	[1日につき]	7,645円	765円	1,529円	2,294円
要介護4	[1日につき]	8,371円	838円	1,675円	2,512円
要介護5	[1日につき]	9,086円	909円	1,818円	2,726円